

第164回 石川県都市計画審議会

平成28年11月2日（水）10時00分から
石川県庁舎 11階 第1109会議室

◎事務局： 定刻になりましたので、ただいまから、第164回石川県都市計画審議会を開催いたします。それでは、審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして、盛谷土木部長から一言ご挨拶申し上げます。

◎盛谷部長： 石川県土木部長の盛谷でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、川上会長を始め、委員の皆様におかれましては、ご多忙の折、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。また、日頃より、県の土木行政、特に都市計画行政の推進に、温かいご指導・ご支援を賜っておりますことに対し、重ねて感謝申し上げます。

さて、北陸新幹線の金沢開業から1年半余りが経過しておりますが、本年度上半期の観光客の入り込み客数は、金沢の兼六園・金沢城公園はもとより、加賀や能登の主要温泉地においても、昨年同様に開業前を大きく上回っており、引き続き開業効果が持続していると感じているところであります。今後、この開業効果を持続・発展させることが県にとって重要であり、平成34年度末の北陸新幹線の敦賀開業に向け、より一層、いしかわの特性を活かした都市の魅力に磨きをかけていくことが、大切であると考えております。

一方で、本格的に到来する人口減少社会に対応したまちづくりが喫緊の課題であると考えております。県としても、持続可能でにぎわいのある集約型のまちづくりを実現するため、中心市街地における都市の魅力向上や、地域の強みを活かした拠点の強化などが重要であり、今後とも、市町と連携を深めながら取り組んでまいりたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、これら施策の実現に向け、引き続き、ご指導・ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の審議会では、小松都市計画道路の変更の案件についてご審議を頂くこととしております。委員の皆様方には、どうか厳正なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局： 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。まず、議事次第A4の1枚と議案書1冊をお配りしております。資料の不足などございましたら、事務局までお知らせください。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。それでは、今回、新たに就任されました委員につきまして、ご報告申し上げます。今回新たに、学識経験者として、石川県農業協同組合中央会副会長の表野 悦夫様に、ご就任いただく事となりました。表野様には、農業の分野にて御指導を頂く事としております。

関係行政機関の委員として、北陸農政局長の印藤 久喜様に、北陸地方整備局長の中神 陽一様に、ご就任いただいております。2ページをお開き下さい。臨時委員におかれましては、西日本旅客鉄道(株)金沢支社長の児島 邦昌様に、近畿中部防衛局長の藤代 誠様に、それぞれご就任いただきました。以上、委員の変更についてご報告致しました。なお、本日の審議会には、出席依頼委員21名中、17名の委員の方々にご出席いただいております。

それでは、これより川上会長に議事進行をお願い申し上げます。川上会長、よろしくお願いいたします。

◆川上会長： 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいま事務局からご報告がありましたように、半数以上の出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、高山委員と田尻委員にお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： 課長補佐の田中と申します。よろしくお願いいたします。それでは、前回第163回審議会の結果についてご報告いたします。議案書は3ページをご覧ください。前回の審議会にて、承認する旨答申のありました、議第1567号から議第1572号までの輪島都市計画ほか道路5件の変更につきましては、3月1日、8日、18日に県告示を行っております。議第1573号加賀都市計画区域及び山中都市計画区域の変更につきましては4月26日に県公告を行っております。それに伴う、議第1574号から議第1576号の都市施設などの変更につきましては、4月26日に県告示を行っております。なお、以下の2件につきましては、告示を伴わない案件でございます。以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長： 今回の審議会には、4ページにありますように1件の議案が付議されております。早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。委員の皆様におかれましては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議第1579号「小松都市計画 道路の変更について」を上程します。本議題は、対象が2路線の案件となりますので、1路線ずつ、事務局からの説明と、委員のご質問・ご意見を伺いたいと思います。まずは1路線目の案件について、事務局から説明してください。

◎事務局： それでは、議第1579号「小松都市計画 道路の変更について」ご説明いたします。議案書は5ページ及び6ページとなります。こちらのスクリーンでご説明いたします。

まず、位置関係でございますが、こちらが「小松空港」、「北陸自動車道 小松インターチェンジ」、「国道305号」、「国道8号」、そして「JR北陸本線」、「小松駅」です。そして、こちらが小松市の中心市街地です。今回、

新たに都市計画道路 北国街道線を空港軽海線と土居原末広線を南北に結ぶ、約660mの区間において、決定するものであります。

現況について、ご説明します。左図は小松駅周辺の中心市街地です。また、小松駅から伸びるのが、県で拡幅・無電柱化整備を行った「れんが花道通り」です。今回決定の区間は、北側の空港軽海線の京町交差点から土居原末広線の末広交差点までの間、約660mです。本路線は、旧北国街道の一部であり、古くから市街地の骨格を成す道路であります。沿道では、現在も古くからの家屋や商店が建ち並び、小松市が認定する町家も22件も建ち並んでおり、また、個人商店等もあるなど住民生活に根差した道路として利用されております。今回、歴史あるまちなみ景観のより一層の向上を図るため、県と市により、無電柱化事業を行うこととしており、新たに都市計画道路 北国街道線として決定するものであります。

次に現状の課題について、ご説明します。まず1点目ですが、車道が2車線はあるものの、歩道がありません。更には、道路脇の電柱が支障となり、安全な歩行空間が確保されていない状況であります。また2点目としては、こまつ町家などの歴史ある家屋が建ち並ぶにもかかわらず、張り巡らされた電線や乱立する電柱により、まちなみ景観が阻害されている状況にあります。

次に小松市の都市計画マスタープランにおける位置付けについて、ご説明します。本地区のまちづくりの方針に、北陸新幹線の開業を控え、本市の玄関口となるゾーンであることから、市民や観光客が集い、賑わいと魅力のある都市空間の創出を図る、歩行者が安全で、楽しく歩ける歩行空間の整備を図る、こまつ町家など北国街道沿いの歴史文化資産を保全し、歴史的イメージを大切にしたい景観形成を図ることとなっております。さらに、景観形成の方針に、歴史的街並み景観の保全・育成を図るため、市は「歴史的街並み景観地区」に位置付けております。歴史的資産を保全するとともに、景観づくりに積極的に活用し、歴史的イメージを大切にしたい景観形成を図る地区となっております。また、住民と協働による、まちなみ景観のルールづくりを推進すること、となっております。

次に本地区の取り組みについて、ご説明します。まず、平成16年に、景観法が施行されております。更に、平成21年に県土全体の景観形成の指針となる「いしかわ景観総合条例」が施行されております。それを受け、小松市では、平成22年には「小松市景観条例」の全面施行、及び小松市景観計画が策定されております。景観計画では、本地区は北国街道沿いの曳山八町を中心とした、建築物の意匠等の影響が特に大きい地域として「伝統的景観重点地区」に位置付けられております。このような景観行政による機運の高まりを受け、平成26年には、地域住民が主体となり、北国街道の歴史的なたたずまいを残し、まちなみ景観の向上や快適な歩行空間の確保、賑わいのあるまちづくりを実現するため、「龍助町・西町 北国街道まちなみ協議会」が発足しております。このように、小松市と地域住民が一体となった景観まちづくりが進んでおり、今般、本路線において、無電柱化を核とした、まちなみ景観の向上を図ることとしております。

次に、まちなみ景観の向上について、詳しくご説明します。1点目は、無電柱化による道路空間の景観整備です。張り巡らされた電線や乱立する電柱を地中化することにより、良好な街並み景観の創出を図ります。2点目は、沿道に残るこまつ町家の歴史文化資産を保存するため、現在の道路幅員のなかで整備を行います。3点目は、小松市景観条例による景観の誘導や、助成による建物正面のいわゆるファサード等の修景を進めます。これら一体的な取り組みにより、右下のイメージ図のように、今後、街並み景観の向上を図ることとしております。

最後に、今回の都市計画道路の決定の内容について、ご説明します。1点目は、沿道に残るこまつ町家を保全するため、都市計画決定は、現在の道路幅員10.9mを基本といたします。2点目は、歩行者の安全を確保するため、新たに縁石を設け歩道を確保し、通行車両と歩行者の分離を図ります。3点目は、小学校に近接するクランク部では、歩行者のより一層の安全確保のため、一部、道路幅員を拡幅し、16mとします。

最後に、本案件は今年の9月27日から10月11日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で、小松都市計画道路 北国街道線についての説明を終わります。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

◆高山委員： 今回の計画そのものの質問ではありませんが、旧北国街道は南北につながっていると思いますが、そういうところの整備も含めて、将来的には整備を進めていくと理解してよろしいのでしょうか。それとも、今回の限定的な地区だけを整備していくということなのでしょうか、将来の計画を含めて、どのようにお考えなのか、お示しいただきたいです。

◎事務局： 都市計画課長の二塚です。高山委員からのご質問についてですが、今回、伝統的景観重点地区というものは、小松市でエリアを定めている、黄緑色のエリアでございます。図面を見ていただくとおり、今回赤色で示した北国街道の決定区間の上の部分にも同じように守らなくてはいけない景観のエリアというのを市で決定しておりますので、今回はまずは下のほうを県として整備していく考えであります。残りのところについても今後、歴史的なまちなみ保全については、県・市含めていろいろと考えていくこととしております。

◆川上会長： 今回歩道整備することは、改善ということではよいと思うのですが、整備の状況にもよるわけですが、最近は特に小学生の登下校の列に車が突っ込むような事故も時々起こっています。そういう状況を考えると、これだけの対策では難しいかなと思います。歴史的な景観に配慮しながら検討していただけたらいいと考えます。一つの方法としましては、少し高いポラードを適宜設けていただき、歴史的な景観に配慮しながら検討を進めていただけたらと思います。

◆川上会長： ほかにご意見ございませんか。では、特にほかにご意見・ご質問ございませんようですので、次の路線の案件に移ります
2路線目の案件について、事務局から説明してください。

◎事務局： 次に、「小松都市計画道路 国道線の変更について」について、ご説明いたします。議案書は7ページ及び8ページとなります。こちらのスクリーンでご説明いたします。

まず、位置関係です。こちらが「小松空港」、「小松駅」、「国道8号」であります。今回、変更の対象となる路線は、この都市計画道路 国道線です。本路線は小松市中心部を南北に結ぶ主要幹線道路であり、昭和40年に都市計画決定され、延長12,060m、代表幅員20mの路線であります。現在は国道305号であり、旧の国道8号でございます。このうち、梯川の北側に位置し、小松インターチェンジと加賀産業開発道路を結ぶ小松インター八里線との交差点である長田南交差点において、交差点部の幅員変更を行うものであります。

今回の変更区間である長田南交差点の現況について、ご説明します。本交差点は、現況が片側1車線の2車線道路である国道305号と、片側2車線の4車線道路である小松インター八里線と交差しており、また、国道305号の交差点部では右折車線を備えております。交通利便性が高いことから、沿道では、商業施設等が立ち並んでおります。

今回の変更区間の交通状況について、ご説明します。交通量は1日あたり18,800台であり、朝夕の通勤時を中心に渋滞が発生しております。右の図に示しましたとおり、金沢方面からは320m、加賀方面からは500m以上で隣接する平面交差点にもつながる渋滞となっております。この渋滞発生理由は、1点目として、交差点部の直進車線が1車線しかなく、交通量に対応出来ていないことが挙げられます。2点目として、右折車線の滞留長が40mと短いため、右折車両が車線をはみ出していることが、多々、見受けられております。

次に国道線の変更の概要について、ご説明します。先ほどの渋滞解消を図るため、交差点部の現況は、直進1車線と右折車線からなる計3車線で幅員が18mです。今回、交通渋滞の解消のため、これを直進2車線と右折車線からなる計5車線にすることにより、交差点の改良を行います。加えて、右折車線の滞留長を伸ばし、約80m確保することとしております。しかしながら、現在の都市計画決定は、幅員20mで右折専用の車線がない状態であります。これを今回の交差点改良に併せて、幅員22mに都市計画変更を行うものであります。なお、変更の延長は380mの区間となります。

最後に、本案件は今年の9月27日から10月11日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で、小松都市計画道路 国道線についての説明を終わります。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

◆福村委員： 大変混み合っておりますため、緊急避難措置としては、前進であると思えます。ぜひやってほしいと思えます。国道305号は概ね市街地は4車線で整備されているということで、この区間は2車線に縮小しているということであり混み合っているということでもあります。これをやったとしても、さらに380mの区間を過ぎますと4車線が2車線になります。そうなるとそこでまた混雑すると思えます。暫定措置としてはこれでいいと思えますが、将来的には残っている大長野から白江交差点までは4車線にすべきと考えますが、そういった将来計画がないと、これをやってもなおかつ、ということになると思えます。とりあえずこれをやるのは一歩前進だと思いますが、そういう計画を持っておられるのかどうか、お伺いします。

◎事務局： 福村委員からお話がありましたが、国道305号であります。一方で山手のほうに国道8号がございます。小松バイパスと呼ばれるものでございまして、現在八幡から大長野までの区間につきましては2車線整備でございます。これが今後4車線化すれば、交通の転換も図られるのではないかと考えておりますし、まずは今の305号の2車線区間で一番渋滞している長田南交差点についての渋滞解消を図ることです。今後の状況を見て、それから8号の整備状況を見据えながら、今後どうしていくのか検討することになろうかと思えます。

◆福村委員： まずは暫定的に当面はこれでいいと思えますが、我々は8号のバイパスが出来れば、相当305号はすいてくるだろうと考えていました。しかし、新8号も2車線でありますから、かなり通勤時間には交通渋滞を起こしています。なおかつ旧8号も一向に交通量が減らない、バイパスができて変わらない状況であります。こういうこともありますので、是非、まずはこれをやっていただき、その後、大長野から白江交差点までの4車線化も視野にいれながら整備をしていただきたいと要望しておきます。

◆吉田委員： 今回の議案については賛成なのですが、県内各地のいろいろな交差点で渋滞していると非常に感じているところでありまして、右折ラインの必要性について、私は非常に大切だな、というふうに思っております。今回は、用地買収をして右折ラインを広げるということになっておりますが、例で言いますと、増泉の交差点は、歩道の街路樹を少し削って右折ラインをとった、という結果で、非常に朝夕のラッシュの緩和ができたという風に思っております。金沢の横川の交差点でも大きく右折ラインをとったことで、その前の交差点で非常に渋滞していたものがスムーズになり、それまでは右折ラインがないばかりに事故が多発していたのが、交通事故が激減したという事例もございまして、これからも右折ラインを増設していただきたいと、要望したいと思えます。

◎事務局 : 吉田委員から意見がございました。交差点における渋滞はやはり解消することが非常に大切だと思いますし、特に右折車線が交通渋滞の原因だという箇所は多々あります。吉田委員のおっしゃった島屋建設の前の交差点から、もう少し横川のほうに行きますと西泉の交差点から順次右折車線を設けたり、右折車線の長さを長くしたりと、交通状況を見ながら対応しております。例えば、中央病院前の交差点も右折の滞留長を伸ばさせていただきました。そういった形で交通状況を見ながら適切に対応してまいりたいと考えております。

◆川上会長 : ほかにご質問・ご意見ございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは、議事を進めます。次は報告事項となります。それでは、事務局のほうから、「都市計画決定案件（市町決定について）」報告をお願いします。

◎事務局 : それではご説明いたします。お手元のA3、参考資料2「都市計画決定案件（市町決定）について」をご覧ください。こちらは、前回第163回審議会の2月23日以降に、市町において決定告示された案件の一覧表でございます。金沢都市計画 下水道の変更を始めとして、全部で34件ございます。下段の表に内訳がございますが、土地利用に関する案件が12件、都市計画道路など都市施設が20件、市街地開発事業が2件となっております。

以上でございます。

◆川上会長 : 只今の、事務局の説明についてご質問・ご意見はありませんか。特に意見もないようですので、以上で本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは進行を事務局にお返しします。

◎事務局 : 委員の皆様、厳正なるご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第164回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。